

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年1月21日(2021.1.21)

【公開番号】特開2019-50901(P2019-50901A)

【公開日】平成31年4月4日(2019.4.4)

【年通号数】公開・登録公報2019-013

【出願番号】特願2017-175359(P2017-175359)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】令和2年12月3日(2020.12.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技を実行可能であり、遊技者にとって有利な有利状態に制御可能な遊技機であって、遊技者による動作を検出可能な動作検出手段と、

前記動作検出手段により検出有効期間において遊技者が複数回の動作を行なう連続動作が実行されたことに応じて特定演出を実行可能な特定演出実行手段と、

遊技に用いた遊技媒体を検出可能な検出手段と、

前記検出手段からの検出信号が送信される信号線と、

前記検出信号を受信する受信手段と、

前記検出信号の受信状態の異常を検知可能な異常検知手段と、

所定条件が成立することに基づいて遊技媒体を払い出す払出手段と、

前記有利状態とは異なる所定状態において前記検出手段によって検出された遊技媒体数と、前記所定状態において前記払出手段によって払い出された遊技媒体数とに基づいて算出される所定情報を表示可能な情報表示手段と、を備え、

前記異常検知手段によって受信状態の異常が検知された場合に、前記情報表示手段による表示を制限し、

前記特定演出実行手段は、

遊技者による前記連続動作とは異なる所定動作に基づいて、前記連続動作が実行されたとみなして前記特定演出を実行可能であり、

前記検出有効期間において、所定期間が経過するまでは、前記所定動作に基づいて前記連続動作が実行されたとみなして前記特定演出を実行可能であるとともに、前記連続動作が実行された場合は当該連続動作に応じて前記特定演出を実行可能であり、

前記検出有効期間において、前記所定期間が経過した後は、前記所定動作が開始されても前記連続動作が実行されたとみなさない一方、前記連続動作が実行された場合は当該連続動作に応じて前記特定演出を実行可能であり、

前記検出有効期間中に開始された前記所定動作であって、前記所定期間が経過する前に開始され、かつ前記所定期間が経過した後も継続して行われている前記所定動作については、当該所定動作の検出を有効とする、遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

(A) 遊技を実行可能であり、遊技者にとって有利な有利状態（例えば、大当たり遊技状態、確変状態、時短状態等）に制御可能な遊技機（例えば、パチンコ遊技機、スロットマシン等）であって、

遊技者による動作（プッシュボタン120の操作等）を検出可能な動作検出手段（プッシュセンサ124等）と、

前記動作検出手段により検出有効期間において遊技者が複数回の動作を行なう連続動作（プッシュボタン120の連打操作）が実行されたことに応じて特定演出（図7のような連打操作演出）を実行可能な特定演出実行手段（演出制御用マイクロコンピュータ100、図10の連打演出処理等）と、

遊技に用いた遊技媒体（例えば、遊技領域9010等）を検出可能な検出手段（例えば、図113、図117等に示したアウト球検出器90710等）と、

前記検出手段からの検出信号が送信される信号線（例えば、図113に示した信号線90734等）と、

前記検出信号を受信する受信手段（例えば、主基板9011、主基板9011側に設けられた所定の接続部等）と、

前記検出信号の受信状態の異常を検知可能な異常検知手段（例えば、図114のエラー報知処理を実行するCPU90103等）と、

所定条件が成立（例えば、第1始動入賞口となる普通入賞球装置906A、第2始動入賞口となる普通可変入賞球装置906B、一般入賞領域となる一般入賞口9050A～9050D、大入賞口となる特別可変入賞球装置907への入賞等）することに基づいて遊技媒体を払い出す払出手段（例えば、球払装置、払出機構等）と、

前記有利状態とは異なる所定状態（例えば、通常状態等。具体的には、確変フラグ、時短フラグ、ラウンド遊技中フラグの何れもオフの状態等）において前記検出手段によって検出された遊技媒体数（例えば、打込玉数等）と、前記所定状態において前記払出手段によって払い出された遊技媒体数（例えば、各入賞口への入賞による賞球数等）とにに基づいて算出される所定情報（例えば、図93の性能情報等）を表示可能（例えば、性能表示を可能等）な情報表示手段（例えば、図117の表示モニタ901130等）と、を備え、

前記異常検知手段によって受信状態の異常が検知された場合に、前記情報表示手段による表示を制限し（例えば、図115や図116に示すようにエラーを報知し、性能表示を制限する等）、

前記特定演出実行手段は、

遊技者による前記連続動作とは異なる所定動作（プッシュボタン120の長押し操作）に基づいて、前記連続動作が検出されたとしてみなして前記特定演出を実行可能である（図10のSA10～SA12、SA18、SA19）、

前記検出有効期間において、所定期間（図8のオート連打開始可能期間）が経過するまでは、前記所定動作に基づいて前記連続動作が実行されたとみなして前記特定演出を実行可能であるとともに（図10のSA6Y、SA7～SA12）、前記連続動作が実行された場合は当該連続動作に応じて前記特定演出を実行可能であり、

前記検出有効期間において、前記所定期間が経過した後は（図8のオート連打開始不可能期間）、前記所定動作が開始されても前記連続動作が実行されたとみなさない一方（図10のSA6N）、前記連続動作が実行された場合は当該連続動作に応じて前記特定演出を実行可能であり、

前記検出有効期間中に開始された前記所定動作であって、前記所定期間が経過する前に開始され、かつ前記所定期間が経過した後も継続して行われている前記所定動作については、当該所定動作の検出を有効とする。

このような構成によれば、検出有効期間において所定期間が経過するか否かに基づいて、連続動作が実行されたとみなすか、みなさないかとすることにより、演出の面白みを向上させることができ、遊技者の興趣を向上させることができるとともに、情報表示手段が、正確ではない表示を行うことを防止することができる。

(1) 遊技を実行可能であり、遊技者にとって有利な有利状態（例えば、大当たり遊技状態、確変状態、時短状態等）に制御可能な遊技機（例えば、パチンコ遊技機、スロットマシン等）であって、

遊技者による動作（プッシュボタン 120 の操作等）を検出可能な動作検出手段（プッシュセンサ 124 等）と、

前記動作検出手段により検出有効期間において遊技者が複数回の動作を行なう連続動作（プッシュボタン 120 の連打操作）が実行されたことに応じて特定演出（図 7 のような連打操作演出）を実行可能な特定演出実行手段（演出制御用マイクロコンピュータ 100、図 10 の連打演出処理等）と、

遊技に用いた遊技媒体（例えば、遊技領域 9010 等）を検出可能な検出手段（例えば、図 113、図 117 等に示したアウト球検出器 90710 等）と、

前記検出手段からの検出信号が送信される信号線（例えば、図 113 に示した信号線 90734 等）と、

前記検出信号を受信する受信手段（例えば、主基板 9011、主基板 9011 側に設けられた所定の接続部等）と、

前記検出信号の受信状態の異常を検知可能な異常検知手段（例えば、図 114 のエラー報知処理を実行する CPU 90103 等）と、

所定条件が成立（例えば、第 1 始動入賞口となる普通入賞球装置 906A、第 2 始動入賞口となる普通可変入賞球装置 906B、一般入賞領域となる一般入賞口 9050A～9050D、大入賞口となる特別可変入賞球装置 907 への入賞等）することに基づいて遊技媒体を払い出す払出手段（例えば、球払出装置、払出機構等）と、

前記有利状態とは異なる所定状態（例えば、通常状態等。具体的には、確変フラグ、時短フラグ、ラウンド遊技中フラグの何れもオフの状態等）において前記検出手段によって検出された遊技媒体数（例えば、打込玉数等）と、前記所定状態において前記払出手段によって払い出された遊技媒体数（例えば、各入賞口への入賞による賞球数等）とに基づいて算出される所定情報（例えば、図 93 の性能情報等）を表示可能（例えば、性能表示を可能等）な情報表示手段（例えば、図 117 の表示モニタ 901130 等）とを備え、

前記異常検知手段によって受信状態の異常が検知された場合に、前記情報表示手段による表示を制限し（例えば、図 115 や図 116 に示すようにエラーを報知し、性能表示を制限する等）、

前記特定演出実行手段は、

遊技者による前記連続動作とは異なる所定動作（プッシュボタン 120 の長押し操作）に基づいて、前記連続動作が検出されたとしてみなして前記特定演出を実行可能であり（図 10 の SA10～SA12、SA18、SA19）、

前記検出有効期間において、所定期間（図 8 のオート連打開始可能期間）が経過するまでは前記所定動作に基づいて前記連続動作が実行されたとみなし（図 10 の SA6Y、SA7～SA12）、当該所定期間が経過した後（図 8 のオート連打開始不可能期間）に前記所定動作が開始されても前記連続動作が実行されたとみなさない（図 10 の SA6N）。